◎新潟県告示第983号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から２週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県糸魚川地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年６月17日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

１　路　線　名　　一般国道　148号

２　供用開始の区間

糸魚川市大字大野字鰐口 281 番から同市大字上刈字宮山 659 番１まで

３　供用開始の期日　　平成26年６月17日